

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 5 月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第51号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例） 第10条の3 [略]</p>	<p>附 則 （阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例） 第10条の3 [略] <u>（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）</u> 第10条の3の2 <u>所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第1項に規定する東日本大震災（以下「東日本大震災」という。）により受けた損失の金額（以下この項及び次項において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第34条第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第29条の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の個人の県民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。</u> 2 <u>前項前段の場合において、第29条の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうちに、同条の規定の適用を受けた者と生計を一にする法第34条第1項第1号の政令に規定する親族の有する法附則第42条第1項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族の資産に係る損失の金額」という。）があるときは、当該親族の資産に係る損失の金額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の個人の県民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。</u></p>

3 第1項の規定は、平成23年度分の第32条の3の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第32条の4第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付）

第20条の2の2 平成23年3月11日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）の施行の日の前日までの間に同法附則第3条第1項各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第41条の6の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者が、法附則第46条の政令で定めるところにより、平成24年3月10日までに、当該徴収された利子割の課税地を管轄する局長に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該局長は、法第17条、第17条の2及び第17条の4の規定の例によって、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該勤労者の未納に係る徴収金に充当するものとする。この場合において、同条第1項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日」とあるのは、「附則第46条の規定による還付の請求があった日から1月を経過する日」とする。

（阪神・淡路大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付の特例）

第20条の2の3 阪神・淡路大震災に伴い第14条の規定に基づき申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第72条の26第1項の規定によ

第20条の2の2 削除

（阪神・淡路大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付等の特例）

第20条の2の3 阪神・淡路大震災に伴い、第14条の規定に基づき申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第72条の26第1項の規定に

よる申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第72条の28第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、法第72条の26第1項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

（法人の事業税の税率の特例）

第20条の2の4 [略]

（地方消費税の課税地の特例）

第20条の2の5 [略]

（譲渡割の賦課徴収の特例）

第20条の2の6 [略]

（譲渡割の申告及び納付の特例）

第20条の2の7 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2の5の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第53条の5中「局長」とあるのは、「税務署長」とする。

2 譲渡割の納税義務者は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2の5の規定にかかわらず、譲渡割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。この場合において、第53条の5中「納付しなければならない」とあるのは、「国に納付しなければならない」とする。

（譲渡割に係る徴収取扱費の支払）

る申告納付（以下この条及び次条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第72条の28第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、法第72条の26第1項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

（東日本大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付の特例）

第20条の2の4 東日本大震災に伴い第14条の規定に基づき申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第72条の28第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合は、法第72条の26第1項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

（法人の事業税の税率の特例）

第20条の2の5 [略]

（地方消費税の課税地の特例）

第20条の2の6 [略]

（譲渡割の賦課徴収の特例）

第20条の2の7 [略]

（譲渡割の申告及び納付の特例）

第20条の2の8 譲渡割の申告は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2の6の規定にかかわらず、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税務署長にしなければならない。この場合において、第53条の5中「局長」とあるのは、「税務署長」とする。

2 譲渡割の納税義務者は、当分の間、第1章第2節及び附則第20条の2の6の規定にかかわらず、譲渡割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。この場合において、第53条の5中「納付しなければならない」とあるのは、「国に納付しなければならない」とする。

（譲渡割に係る徴収取扱費の支払）

第20条の2の8 [略]

(不動産の価格の決定の特例)

第23条の2 [略]

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第24条の6 [略]

第20条の2の9 [略]

(不動産の価格の決定の特例)

第23条の2 [略]

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第23条の3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下この条において「被災家屋」という。）の所有者その他の法附則第51条第1項の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと局長が認める家屋（以下この条において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の法附則第51条第2項の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと局長が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第24条の6 [略]

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止)

第24条の7 前条の規定は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第44条の別に法律で定める日までの間、その適用を

停止する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例附則第23条の3の規定は、平成23年3月11日以後の同条第1項に規定する代替家屋及び同条第2項の代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

(岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>(事業税に関する経過措置)</p> <p>第3条 新条例第45条第1項第1号ウ、第2号及び第3号並びに第2項の規定、同条第3項の規定(税率に係る部分に限る。)並びに同条第4項第1号ウ及びエ、第2号並びに第3号の規定並びに新条例附則第20条の2の4の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この条において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>(事業税に関する経過措置)</p> <p>第3条 新条例第45条第1項第1号ウ、第2号及び第3号並びに第2項の規定、同条第3項の規定(税率に係る部分に限る。)並びに同条第4項第1号ウ及びエ、第2号並びに第3号の規定並びに新条例附則第20条の2の5の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この条において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	